

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目 次

◇規 則

知事等の退職手当の支給に関する規則及び職員
の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(人事課)
看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則
(医務課)

公布された規則のあらまし

◇知事等の退職手当の支給に関する規則及び職員の退職手当の支給
に関する規則の一部を改正する規則

一 知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正

- 1 知事等が退職した場合の退職手当の支給手続に係る書類の
様式について、口座振替の方法による支払ができることとな
ったことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第一
号様式、第三号様式関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正

職員が退職した場合の退職手当の支給手続に係る書類の様式
について、一と同様の措置を講ずることとした。(様式第一号、
様式第三号、様式第四号関係)

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

一 県内の施設で、病床のうち精神病床が八十パーセント以上を
占める病院(現行精神病床のみを有する病院)についても、看
護職員修学資金に係る返還債務の履行猶予の条件に該当する施
設とすることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、平成二年一月一日以後に
看護職員養成施設を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係
る債務の履行猶予について適用することとした。

規 則

知事等の退職手当の支給に関する規則及び職員の退職手当の支給に関す
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

知事等の退職手当の支給に関する規則及び職員等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。
第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式(第二条関係)

退職手当支給調書 (年 月 日提出)			
(郵便番号)			
受給権者	住所	生 日	生 (歳)
退職者との氏名	退職者の氏名	年 月 日	退 職 時 名
生 年 月 日	退 職 年 月 日	退 職 年 月 日	退 職 年 月 日
退職者の氏名	退職理由 (死亡の場合) (は公私の別)	希望支払方法	直払・隔地払・口座振替払
過去の退職手当の有無とその期間	有 無	年 月 日から	年 月 日まで
退職後の職業先又は勤務先		退職後の退職(予定)年月日	年 月 日
摘 要			

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第一項に規定する病院で、病床が二百床未満のもの又は病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占めるもの

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則第十三条の規定は、平成二年一月一日以後に看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に他の看護職員養成施設に入學した場合、当該他の看護職員養成施設）を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予について適用し、同日前に当該看護職員養成施設を卒業した者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】